

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正
- ◇訓令 建築士法施行細則の一部改正
- ◇訓令 鳥取県地方事務所処務規程の一部改正
- ◇海区漁業調整委員会告示 土地使用権設定に関する裁定申請について
- ◇公告 二級建築士試験の実施

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十七号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条総務課関係中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし第十八号を第十七号とする。

第二条民生課関係中第十九号を次のように改め、第十三号中「戦傷病者戦没者遺族」を「戦傷病者」に改める。

十九 不正な手段をもつて保護を受け又は受けさせた者からの費用の徴収に關すること（同七八）

第二条民生課關係に次の一号を加える。

七十二 国民健康保険組合の組合員の欠亡による組合

解散の届出の処理に關すること（国健則八三）

第二条經濟課關係第二十五号として次の一号を加える。

二十五 農業協同組合が定める共済施設に關する規程の承認に關すること（農協法十の二）

第二条經濟課關係中第二十五号を次のように改め、第

二十六号を第二十七号とし第二十七号中「(有畜農業創設要綱)」を「(有畜農創設特別措置法運用準則)」に同号を第二十八号とし以下第三十三号まで順次一号ずつ繰り下げ、第三十四号中「(種禽検査)」を「(種鶏検査並びに卵業登録条)」に改め同号を第三十五号とし以下順次繰り下げる。

二十六 畜生産検査実施に關すること(し畜生検査)

第二条農地課關係第三号中「災害復旧事業」の下に「補助に係る防災溜池、老朽溜池及び地盤変動対策事業」を加え、第四号中「補助金交付」の下に「及び還付」を加え、第六号中「土地改良区」を「土地改良区の指導及び土地改良区」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 次に掲げる事項のうち倉吉市の区域に係るものについては中部地方事務所長に、米子市の区域に係るものについては西部地方事務所長に委任する。但し、民生課關係中第一号から第三号まで、第十八号から第二十四号まで、第二十八号から第三十五号まで及び涉

外關係については西部地方事務所長に限る。
第三条經濟課關係第二十二号として次の一号を加え第二十二号を第二十三号とし以下第二十四号まで順次一号ずつ繰り下げる。

二十二 農業協同組合が定める共済施設に關する規程の承認に關すること(農協法十の二)

第三条經濟課關係第二十五号を次のように改め、第二十六号を第二十七号とし、第二十七号中「(有畜農業創設要綱)」を「(有畜農創設特別措置法運用準則)」に改め同号を第二十八号とし以下第三十一号まで順次一号ずつ繰り下げ第三十二号中「(種禽検査)」を「(種鶏検査、卵業登録条)」に改め同号を第三十三号とする。

二十六 畜生産検査実施に關すること(し畜生検査)

第三条農地課關係第四号中「補助金交付」の下に「及び還付」を加え、第五号中「補修事業」の下に「及び地盤変動対策事業」を加え、第六号中「土地改良区」を「土地改良区の指導及び土地改良区」に改める。
第五条中「鳥取市の区域に係るものについては、東部

地方事務所長の、」を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年五月一日から適用する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(鳥取、郡家土木出張所長を除く)」を「(鳥取土木出張所長を除く)」に改める。

第十条第二項中「前項各号に掲げる科目のうち」の下に「同時に」を加え、「二級建築士試験を受ける場合に限り」を「二級建築士試験を受ける場合において」に「前

に」を「前回到」に改め同項に次の但書を加える。

但し、病氣その他の事故により次回に行われる試験を受けることができないもので、知事がやむを得ない理由があると認められたものについては、その試験の次回に行われる二級建築士試験を受ける場合において、前々回到合格点を得た科目の試験を免除する。

第十条に次の一項を加える。

前項但書の科目の試験の免除を受けようとする者は、合格科目試験免除延期申請書に試験を受けることができない理由を記載し、医師の診断書その他その理由を証する書類を添え、その理由の生じた日から十日以内に、第一条第一項の土木出張所を経由して知事に提出しなければならない。

第十四条第二項中「知事は二級建築士試験の科目のうち」の下に「同時に」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第十九号

地方事務所

鳥取県地方事務所処務規程（昭和二十八年五月鳥取県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年六月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 第八条民生課關係社会係中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、民生課關係福祉係に第六号として次の一号を加える。
- 六 戦傷病者更生援護に關すること
- 第八条民生課關係援護係に第八号として次の一号を加え、「第八号」を「第九号」とし、以下順次繰り下げる。
- 八 婦人の福祉に關すること

附則

この訓人は、公布の日から施行し、昭和三十年五月二日から適用する。

鳥取海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法第二百五条第一項の規定により西伯郡淀江町淀江漁業協同組合長理事浅田利蔵より次のとおり土地使用權設定に關する裁定申請があつたので、同法第二百五条第二項の規定により公示する。

昭和三十年六月二十四日

鳥取海区漁業調整委員会会長 浜口虎太郎

- 一 当該申請に係る土地所有者の住所氏名
米子市富士見町二丁目二丁目二十一ノ二 小林福造
 - 二 当該土地の所在、地目、地番及び面積又は土地の利用状況
西伯郡淀江町大字淀江九九貳番の貳 原野 一段二畝一六歩
同 九九参番の参 一畝六歩
- 右土地は現在淀江漁業協同組合員が船揚場及び海浜の乾場に使用している。

公告

- 三 使用權の対価 その支払方法及び時期
年額五百円 毎年十二月二十日現金又は送金小切手をもつて支払う。
- 四 当該土地又は定着物の引渡の時期
昭和三十年七月二十四日
- 五 使用開始の時期
昭和三十年七月二十四日
- 六 使用權の存続期間
向う貳箇年間
- 七 その他参考となるべき事項
本件土地は元国有雜種地であつて当時より淀江町漁民が船揚場、網乾場等として永年無対価で平慮公然と使用して来たものである。

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定による昭和三十年度二級建築士試験を次の要領により

実施する。

昭和三十年六月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

第一 受験資格

- 昭和三十年七月二十三日までに次の各号の一に該当する者
- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による大学又は旧専門学校において、正規の建築に關する課程を修めて卒業した又はこれらの學校において正規の土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の経験を有する者。
- 二 学校教育法による高等学校又は旧中等學校令（昭和十八年勅令第三百十六号）による中等學校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、三年以上の実務の経験を有する者。
- 三 知事が前各号に規定するものと同等以上の知識及び

技能を有すると認めたる者。

四 建築に関し七年以上の実務の経験を有する者。

なお外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については二級建築士試験受験資格認定基準（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号）によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

第二 申込手続

一 申込期日

昭和三十年六月二十四日から同年七月十八日まで（申込書を郵送の場合はこの期間内の消印あるものに限ります）

二 申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先

県建築課、郡家土木出張所、倉吉土木出張所、米子土木出張所、根雨土木出張所

（郵送で請求する場合は表に二級建築士試験申込用紙請求と朱書、所要の郵便切手をはつたあて先明記

の返信用封筒を必ず同封して下さい。）

(2) 申込書類の提出

受験申込書に次の書類を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

(1) 実務経歴書

(2) 受験票

(3) 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類（これらの書類がない場合にはこれに代る書類）又は建築士法第十五条第一号、第二号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となる書類等。

(4) 写真（受験票に添付するもの）

申込前六月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦五、五センチメートル横四センチメートルのもの。

(3) 県建築課及び各土木出張所で受付けたときは受験番号と係員の印を押した受験票を渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 七月二十三日（土曜日）

午前 九時三十分から 建築計画
十一時三十分まで

午後 〇時三十分から 建築施工 三時から 建築構造
二時三十分まで 五時まで

第二日 七月二十四日（日曜日）

午前 九時三十分から 建築法規
十一時三十分まで

午後 〇時三十分から 建築設計、製図
五時 まで

備考 昭和二十九年二級建築士試験に三科目又は四科目に合格点を得てその科目の試験の免除を受ける者は残りの科目だけ受けて下さい。

なおやむを得ない事故のため受験できない者はその旨の申請すれば知事がやむを得ないものと認めるときは前回に合格点を得た科目の試験を免除することがあります。

二 試験の場所

三 携行品

鳥取市立川町五丁目 鳥取県立鳥取高等学校

(1) 受験票（写真を添付したもの）

(2) 鉛筆、小刀、消ゴム、二十センチメートル—三十センチメートルの物指

(3) 晝食

四 合格の通知及び発表

試験に合格した者には本人に通知するとともに県建築課において公告し、試験科目のうち三科目又は四科目に合格点を得た者にはその旨本人に通知します。発表の期日は昭和三十年九月十五日の予定です。

注意

(1) 申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。

(2) 詳細については建築士法、同法施行令、同法施行規則を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合せて下さい。（通信による場合は所要の郵便切手をはつたあて先明記の封筒又は葉書を同封のこと）